

平成２７年度第１回東郷町地域密着型サービス運営委員会：議事録

日時	平成２７年５月１４日（木）１４時から１５時まで
場所	役場１階第１会議室
出席者	委員（敬称略、順不同） 制野 司 被保険者代表 小山 富夫 介護サービス利用者代表 田口 良子 保健関係者 山田 保夫 医療関係者 藤橋 英登 医療関係者 近藤 正弘 福祉関係者 市川 常美 学識経験者 ＊委員長
欠席者	松山 陽二 介護サービス事業者代表
傍聴者	なし
事務局	福祉部長 長寿介護課２名
議題	１ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の運営状況等について ２ 認知症対応型共同生活介護の運営状況等について ３ 認知症対応型通所介護の運営状況等について ４ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備に係る公募について
配布資料	資料１ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の運営状況等について 資料２ 認知症対応型共同生活介護の運営状況等について 資料３ 認知症対応型通所介護の運営状況等について 資料４ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備に係る公募について 参考 第６期東郷町高齢者福祉計画【概要版】

- １ 副町長あいさつ、辞令交付
- ２ 自己紹介（委員及び事務局）
- ３ 委員長、副委員長の互選
- ４ 会議資料等の確認
- ５ 議題

委員長	それでは議題に入ります。 まず、議題１ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の運営状況等について事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料１について説明）
委員	入所者が２９名とあるが、男女比はどのくらいか。 年齢はどのくらいか。

事務局	女性 9 割、男性が 1 割ぐらいです。 年齢は、詳細資料がないためここでは確認できません。
委員	ユニットとはどのようなものか。
事務局	1 ユニット 10 人以内で構成され、個室が 10 部屋に共同のリビングや炊事場がある小さな家のような形態で、3 ユニットあります。 ユニットごとに特色のある生活をされています。
委員長	待機者はどのくらいか。
事務局	要介護 1 以上の方で、18 名です。
委員	備蓄は最低 3 日分ということか。
事務局	そのとおりです。ただし、最低 3 日分ということなので、もう少し備蓄していただけるようお願いしているところです。 水は、揃っているようですが、食料は 5 月中に揃えられる予定と聞いています。
委員	災害の避難所などにはなっていないか。 3 日分というのは、入所者分だけでは。
事務局	福祉避難所はいこまい館が指定されており、介護の程度や個々の症状により必要のある方は施設への受け入れをお願いするということになっています。
委員	災害時に、食料はもちろんですが、停電時の医療機器の管理や、薬の備蓄も必要かと思うがどうか。
事務局	非常電源は、倉庫に有ったと記憶しています。 薬も種類と量をはっきりと把握していませんが、量もあったと思います。
委員	住民が避難してくるという想定のもと、入居者だけでなく避難者の分も合わせた 3 日分の備蓄をして事業継続できないとならない。 出来れば 1 週間分を常備されるとよいと聞いています。

委員長	それでは続きまして、議題 2 認知症対応型共同生活介護の運営状況等について事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料 2 について説明)
委員	介護度いくつの方が対象か。
事務局	要介護 1 以上です。
委員	身体拘束があったと言われましたが、どのような内容だったのでしょうか。

事務局	ベッドを壁際に寄せ、ベッド柵をして囲われていた、というものです。
委員	必要があつて行われていたともうのですが、同意がとられていなかったのか。
事務局	同意はとっていたのですが、書類等に不備があつたため、しっかりと説明し書類等揃えたうえで行うよう指導したものです。
委員	現在は、同意を取って継続しているのか、行っていないのかどちらですか。
事務局	同意を取って継続しています。 状況が安定するまでと期限を意識して失くす方向でお願いしているところです。
委員	2つの施設は、同意をもとに身体拘束が行える施設なのか。
事務局	原則行つてはならないが、やむを得ない場合は必ず同意をとって行うようにというものです。
委員	夜など介護者が限られる場合、徘徊などもあり必要があるときもあると思うが、同意があればできるのですね。
事務局	原則は禁止です。できるだけ身体拘束しない介護を行わなければなりません。
委員	このような場合は身体拘束してもよいという基準がなければ絶対に禁止ということになるが、そのようなものが無いのであればなかなか判断しにくいし、やってはいけない事としか言いようがないですね。
事務局	慎重に行うよう、原則行わないよう指導していきたいと思います。

委員長	続きまして、議題3 認知症対応型通所介護の運営状況等について事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料3について説明)
委員	利用人数とありますが、1か月の利用人数が資料の人数でしょうか。定員との関連性は。その方々が週に何回の利用があるか。
事務局	定員は、営業日に12名までであり、資料は利用実人数です。 次回から、延べ人数もわかるように資料を修正します。
委員	契約している方が、資料の人数いらっしゃるということで、少しずつ増えてきたということですね。
事務局	その通りです。
委員	1日の利用人数が定員を超えることはないのですね。
事務局	超えないように調整しています。

委員	デイサービスは、お昼を挟んで一日ですか。
事務局	その通りです。
委員	来られる方の満足度等、図ることはできますか。 何らかの形で把握しないと、運営状況に反映できないのでは。
委員	事務局では、満足度を把握していないと思うし、それぞれの思いがあるので難しいとも思うが、通所サービスを利用している家族として本人の日頃の状況から判断すると、家にいれば普通に過ぎてしまう時間も、季節ごとに行事が行われたり、季節にあった作品を作ったりして、有意義に過ごせているのではないかと思う。
委員	何か改善してほしいことなどがあれば、それを聴く機会も必要かと思う。

委員長	続きまして、議題４ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備に係る公募について事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料４について説明)
委員	補助金はいただけるのか。どんな補助金なのか。町から補助金が出るだけなのか。
事務局	施設を建設するための補助が受けられます。 正確には、町は経由するだけで、愛知県が国から受ける補助を基金として持ち、その基金から補助を頂くことになります。前回ですと、１億５千万くらいです。
委員	法人の持ち出しもあるのか。
事務局	その通りです。
委員	実態として、名乗り出ている法人はあるのか。
事務局	公募はまだ行っていませんが、高齢者福祉計画をご覧いただいた法人の中で、公募に名乗り出たいとおっしゃっている方が１法人あります。 町内の社会福祉法人に声掛けはしております。
委員	建設業者は、選定した法人がまた委託するのか。
事務局	その通りです。 町が公募に出せば事業が確実に行われるものとなり、土地の取得などのため法人が動きやすくなるようです。
委員	東郷町民だけが利用できる施設で、介護度の重い方が入ることが出来るのか。

事務局	その通りです。介護度の重い方が優先です。
委員	町がどのくらい積極的に動くか、ということが大切だが。
事務局	第6期高齢者福祉計画を策定する際にも愛知県が調査を行っておりますが、町内で特別養護老人ホームに待機希望のある方が、今ある施設では入りきれないほどの方が待機しているとわかりました。 また、4月1日現在で町内の特別養護老人ホームへの待機者を確認したところ、(複数個所に申し出をされている方もいらっしゃると思いますが)町内在住者で合計110名(介護度1、2を含む)を超える方が待機して見えます。 待機者すべてを解消することは難しいが、生活の場として町民だけが利用できる施設がもう1施設あるとよいのではないかと考え、公募しようとするものです。
委員	エイジトピア白鳥は、地域密着型ではないのか。
事務局	サービス付高齢者向け住宅であり、小規模特養ではありません。 健康な方でも、介護度がついた方でも入居できます。 通常の住居と考えていただければと思います。
委員	値段が高いと聞いたことがあるが。
事務局	町内だけを見ると少々金額設定が高いようですが、他市や県外からの入居者が多く、そこよりは安いので、ということ聞いています。 また、町内在住の家族が、呼び寄せられてということも多いようです。
委員	部田に建設された施設も、違う施設か。
事務局	有料老人ホームですので、特別養護老人ホームではありません。 特別養護老人ホームは基本的に介護度3以上でないと入居できないので、重度な方が優先となります。
委員	これからの予定では、秋ごろにもう一度会議があつて、委員会の中で事業所の事や提案内容など比べて見る等、資料として提供があるか。
事務局	資料として提供し、皆さまのご意見を伺う予定です。
委員	最終的に事業者を選定するのは、事務局か。
事務局	その通りです。
委員	法人もいろいろなので、信頼できる法人かをしっかり確認されたほうがよいと思うし、この近隣の法人以外の法人が、実績など確認するのが大変だと思う。
事務局	法人の実績などは皆様にも確認いただき、選定は慎重に行いたい。

委員長	1 か所の整備予定ということでよいですか。待機者が多いようだが。
事務局	第6期高齢者福祉計画の中では、1 施設と計画しています。 今回の計画では1 施設だが、次期計画の中でまた設置を検討することになる。
委員	東郷町内の法人だけが公募に参加できるのか。
事務局	声をかけたのは東郷町内の法人だが、公募により広がるので参加してくる法人もあると考えている。
委員	職員の配置基準などがあり、採算が合わないなど遠くの法人は難しいかもしれない。地元の優位性というのは出てくると思う。

6 その他

事務局	第2回の会議は秋～冬にかけてお願いしたいと考えている。
-----	-----------------------------